

平成28年度高齢者虐待の状況について

1 趣旨

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第25条の規定に基づき、平成28年度の状況を公表する。

2 集計の概要

○対象者 65歳以上の高齢者

○対象期間 平成28年4月～平成29年3月

○集計方法 養介護施設従事者等(*1)による虐待及び養護者(*2)による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

*1「養介護施設従事者等」介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

*2「養護者」高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

3 集計結果の概要（詳細は「別紙」のとおり）

（1）養介護施設従事者等による虐待（公表義務あり）

①虐待認定件数 0件（相談・通報届出件数 10件） [H27年度 4件（同15件）]

（2）養護者による虐待（公表義務なし）

①件数 100件（相談・通報届出件数 172件）[H27年度 104件（同170件）]

②概要

虐待を受けた高齢者の性別は、女性が79.2%、男性が20.8%で、年齢は、80歳以上が63.4%を占めた。虐待をした者は、息子が最も多く、次いで夫、娘の順であった。

虐待の種別は、身体的虐待が最も多く、心理的虐待、介護等放棄の順であった。

③市町村の対応状況

養護者に対する助言・指導や介護保険サービスの利用による分離等により、再発防止に向けた取組みが行われた。

4 県の取組

虐待の未然防止や早期発見に向け、また虐待が発生した際、迅速かつ適切に対応する体制を構築するため、以下の取組を行っている。

（1）養介護施設従事者等を対象にした高齢者虐待防止に係る研修の実施

（2）専門職（弁護士、社会福祉士）と市町村・地域包括支援センター職員との合同事例検討会等の実施

（3）認知症高齢者の介護に関する専門的知識や技術の習得を目的とした研修の実施

（4）介護保険施設等に対する実地指導及び集団指導の実施

5 全国の状況

全国における平成28年度高齢者虐待の状況については、本日付けで厚生労働省から公表される予定である。

※高齢者虐待防止に関すること、高齢者に関する相談等がありましたら、お住まいの市町村の地域包括支援センターまでご連絡ください。